

埼玉県生活環境保全条例に基づく特定化学物質の見直し（案）について（概要）

1 趣 旨

現在、国ではP R T R法の対象物質の見直しを行っている。

この機会に合わせて、埼玉県生活環境保全条例に基づく特定化学物質のうち独自に定める物質について見直しを行う。

見直しの方針としては、これまで行ってきた文献調査・スクリーニング調査の結果から追加・削除候補物質（案）を選定するのではなく、埼玉県の独自物質の追加・削除の基準を定め、この基準に従って追加・削除候補物質（案）を選定することとする。

2 追加・削除候補物質（案）

（1）追加候補物質（案）

なし

（2）削除候補物質（案）

- ①塩化水素（塩酸を含む）
- ②ふっ素
- ③ふっ化珪素
- ④ふっ素化合物（ふっ化水素及びその水溶性塩とふっ化珪素を除く）
- ⑤窒素酸化物
- ⑥有機砒素化合物
- ⑦シアン化合物（無機シアン化合物のうち錯塩及びシアン酸塩と有機シアン化合物）
- ⑧パラチオン
- ⑨メチルパラチオン
- ⑩メチルジメトン
- ⑪ほう素
- ⑫アンモニウム化合物
- ⑬亜硝酸化合物
- ⑭硝酸化合物
- ⑮黄燐
- ⑯ホスゲン

3 スケジュール（予定）

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 令和2年10月 | 県民コメントの実施（1か月） |
| 令和3年 1月 | 改正施行規則の公布（県報掲載） |
| 令和4年 4月 | 改正施行規則の施行 |
| | 取扱事業者において、見直し後の特定化学物質の取扱量の把握を開始 |
| 令和5年 4月 | 取扱量報告書〔前年把握分〕の提出（6月30日まで） |